魚津市告示第64号

魚津市とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業実施要綱の 一部改正について

魚津市とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業実施要綱(平成20年魚津市告示第114号)の一部を次のように改正する。

令和2年5月8日

魚津市長 村椿 晃

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

华宝 莊山	フタイル バラ	+H /H- +Z-	サービス利用
類型	子育てサービス	提供者	対象者
	一時保育	保育園、幼保連携型認定	県内在住者の
		こども園	子で未就学児
	子どもの一時預かり、	ファミリー・サポート・	市内在住者又
	一時預かりを伴う送迎	センター	は市内勤務者
			の子で未就学
			児又は小学生
保立	産前産後の世話等の家	家事・育児支援サービス	子育て家庭
育	事・育児サービス	事業者	
· 育	病児・病後児保育、一	オープン型病児・病後児	県内在住者の
児	時保育	保育実施施設	子で生後3か
一支			月から10歳ま
援			での子ども
	読み聞かせ絵本の購入	指定書店	子育て家庭
	障害児向け福祉サービ	短期入所・日中一時支援	県内在住者の
	ス(短期入所・日中一	事業所	子で小学生ま
	時支援)		での子ども
	親子連れでの公共施設	指定公共施設	子育て家庭
	の利用		
	任意の予防接種(イン	医療機関、助産所	県内在住者の
	フルエンザ、おたふく		子で中学生ま
	風邪、ロタウイルス)		での子ども
	乳児健康診査、母乳相		県内在住者及
/ 🗆	談、母乳マッサージ、 乳児の沐浴指導		びその子であ
保健	産後ケア	 産後ケア事業所	る乳児 県内在住者及
健 ※	性 仮 ク ノ	性 仮 ク ノ 争 未 別 	京内任任有及 びその子であ
			る乳児
	 フッ素塗布	 歯科医療機関	県内在住者の
			子で未就学児
			又は小学生
L			1

[※]医療保険が適用されないサービスに限る。

様式第3号の1を次のように改める。

とやまっ子 子育て応援券 請求書

			ŀ			
	+	万	千	百	+	円
金額						
·			į			
			İ			

上記の金額を請求します。

上記の請求金額を次の口座に振込願います。

			銀行 信金 信組		支店	当座預金	П	座	番	号	(右·	づめ)	1	
フ	1]	ガ	+	農協			普通		! ! !	<u> </u>	! ! !	! ! !		1 1 1 1
_		~												
П	座	名	義											

年 月 日

(あて先) 魚津市長 あて

〒 一 住 所

団体名・個人名 「F

内 訳

(単位:円)

r j	D/\	(-	上 山下 • 1 1)	
番号	提供サービス (該当するものに○をつけて下さい)	応援券 単価①	応援券 数量②	応援券利用金額 (①×②)
記入例	一 () 一 () 一時預かり、子どもの送迎、病児・病後児保育、家事・育児サービス、読み聞かせ絵本、短期入所・日中一時支援、公共施設、その他()	500	10	5, 000
1	一時保育、一時預かり、子どもの送迎、病児・病後児保育、家 事・育児サービス、読み聞かせ絵本、短期入所・日中一時支援、 公共施設、その他())	500		
2	一時保育、一時預かり、子どもの送迎、病児・病後児保育、家 事・育児サービス、読み聞かせ絵本、短期入所・日中一時支援、 公共施設、その他 ()	500		
3	一時保育、一時預かり、子どもの送迎、病児・病後児保育、家 事・育児サービス、読み聞かせ絵本、短期入所・日中一時支援、 公共施設、その他())	500		
4	一時保育、一時預かり、子どもの送迎、病児・病後児保育、家 事・育児サービス、読み聞かせ絵本、短期入所・日中一時支援、 公共施設、その他())	500		
5	一時保育、一時預かり、子どもの送迎、病児・病後児保育、家 事・育児サービス、読み聞かせ絵本、短期入所・日中一時支援、 公共施設、その他()	500		
		合 計		

- lpha1. 当月分の請求は、指定書店は、翌月の10日までに、それ以外は、協定書に定める期日までに、魚津市に送付願います。
- ※2. 添付書類:使用済み応援券(裏面に「利用年月日」、「受領機関(者)名」を記名又は押印)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。